

県産品ECサイト等ブラッシュアップ支援事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

県産品ECサイト等ブラッシュアップ支援事業業務委託

2 事業主体

三重県

3 委託業務の目的

コロナ禍において、ECサイトの利用拡大が進む中、県内食品関連事業者等がDXについての理解を深めるとともに、県産品が埋もれることなく販路を確保できるよう、ECサイトの活用により意欲的な事業者に対して連続講座を開催し、ECサイトのブラッシュアップを支援するとともに運営スキルの向上を図る。

4 契約期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

5 委託業務の内容

「3 委託業務の目的」を達成するため、次の業務を行うこととする。

なお、以下の内容を標準とするが、記載のない事項については、県と協議のうえ決定することとする。

(1) コーディネーターの選定

①事業の実施にあたっては、本事業の目的を達成するために必要な専門的知識や人的ネットワークを有し、事業の開始から終了までを統括するコーディネーターを選定すること。

(2) 連続講座の開催（基礎講座、スキルアップ講座、成果発表）

①講座概要

基礎講座およびスキルアップ講座（6回以上）、成果発表会（1回以上）を開催すること。

なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインでの開催も含め、講座の開催方法を県と協議すること。

<基礎講座>

- ・初回講座を基礎講座として、基礎的な知識等を習得するための初心者向けの講義を実施すること。

（例：インターネット販売の重要性の確認、本事業で実施予定講座等の概要説明等）

- ・参加者に明確な目標（売上、アクセス数等）を設定させること。

<スキルアップ講座>

- ・自社ECサイトのブラッシュアップやアクセス解析・データ分析のほか、効果的に自社および商品をPRする動画等の製作にかかる講座を5回以上開催すること。

このうち、アクセス解析・データ分析にかかる講座については、事業者が自ら、自社のECサイトへのアクセス解析やデータ分析結果などを、「売れるECサイト」の作成や売上増加につなげる内容とすること。また、参加者の自社のECサイト個別の状況に応じた対応をとること。

- ・基礎講座で設定した目標や参加者の課題をふまえた内容とすること。
- ・ECサイト、ホームページ、SNS等様々な手法を使用して、参加事業者のインターネット販売での売上増加につながる内容とすること。
- ・参加者には連続講座で学ぶノウハウを自社のサイトに反映させるよう指導すること。
- ・連続講座を通じて、グループワークやSNSグループによる意見交換等により参加者同士のネットワークを構築すること。

<成果発表>

- ・連続講座の最終回に参加者のECサイトをお披露目する成果発表の場を1回以上設けること。

※講座を通じてブラッシュアップされたECサイトは、多くの方に関覧されるよう広く情報発信すること。

②参加人数

- ・25社程度

③参加対象者

- ・自社のECサイトをもつ県内事業者
(三重県が運営する通販ポータルサイト「三重のお宝マーケット」登録事業者を中心とした県内食関連事業者等)

④その他注意事項

- ・対面講座開催の際は、新型コロナウイルス感染防止対策が可能な会場の調達、会場レイアウトの調整等の手配に加え、飛沫防止板や消毒等を準備し、十分な感染防止対策を講じること。参加者に対してもマスクの着用を義務づける等感染防止に配慮した講座となるよう周知すること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、必ず参加者を特定する等、安全安心について十分に配慮すること。
- ・オンライン講座開催にあたっては、開催用(主催者用)の情報端末やWEB会議システム等を準備すること。

(3) 参加者へのフォローアップ

事業効果を高めるため、参加者からの相談を随時受け付け、適切なアドバイスを行い、必要に応じて関係機関につなぐなどのフォローアップを行うこと。

(4) SNS等を活用したECスキルアップに関する情報発信

①情報発信業務概要

SNS (FaceBook等)上に本事業のアカウントを作成し、以下のとおり情報発信すること。

- ・ECサイトの売上向上につながるノウハウ、ポイント

- ・本事業に参加していない事業者のECサイトを充実させるために有益な情報を掲載すること。(例：ECスキル向上に関する技術、自社のECサイトを売れるECサイトへブラッシュアップするためのノウハウ等)
- ・情報発信の内容の詳細については、県と協議して決定するものとする。

②更新回数

- ・委託期間中10回以上記事の更新をすること。

③その他注意事項

- ・作成したSNSアカウントは県内事業者によく周知するよう努めること。
- ・SNSアカウントに県内事業者から質問等があった場合は、事業参加事業者か否かに関わらず対応すること。
- ・SNSアカウントは事業終了後も閲覧できるものとする。また、維持費を要しないものとする。
- ・事業終了後にSNSアカウントの管理をするため、三重県の担当者へ引継ぎを行うこと。

(5) 運営マネジメント

(1) から (4) の内容を運営するために必要な次に掲げる共通業務を実施する。

- ①事業開催日程調整及び事業実施会場確保、設営、撤収
- ②参加者の募集、チラシの作成、申込受付、管理、参加者との連絡調整
- ③講師確保、日程調整
- ④テキスト等の事前作成、配布
- ⑤事業進行及び事業終了後の参加者へのアンケート作成、配布、回収、分析
- ⑥その他運営する上で必要な業務

6 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なものに限る。

7 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本件庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

8 納品する成果品

以下の資料について、令和5年2月28日(火)までに、紙媒体2部及び電子媒体(CD-ROM等)

1式を三重県雇用経済部県産品振興課へ提出すること。

- ①業務実施報告書
- ②本業務において制作された資料等
- ③本事業に関するSNSアカウントの維持管理に必要な情報一式
- ④その他、県が成果品として提出を求めるもの

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

10 委託料の支払い方法及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が①(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

13 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

14 その他、受託上の留意点

- ・ 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- ・ その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- ・ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- ・ 業務遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- ・ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存すること。
- ・ 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとする。また、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があることに留意すること。
- ・ 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する可能性があることに留意すること。

15 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班 担当 梶川、本田

電話 059-224-2336 F A X 059-224-3024

E-mail syokusan@pref.mie.lg.jp